

○放射性同位元素等の運搬に関する事務の取扱いについて (例規通達)

昭和 56 年 6 月 24 日

群本例規第 12 号 (保) 警察本部長

[沿革]

昭和 61 年 3 月群本例規第 7 号 (務)、平成 7 年 10 月第 24 号 (生保)、10 年 2 月第 4 号 (務)、11 年 3 月第 7 号 (務)、12 年 12 月第 39 号 (務)、13 年 3 月第 5 号 (務)、16 年 3 月第 12 号 (務)、20 年 11 月第 31 号 (務)、22 年 3 月第 6 号 (務)、12 月第 34 号 (生企)、25 年 3 月第 13 号 (総企) 改正

(概要)

この規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に規定する放射性同位元素等の

- 運搬届出の受理
- 運搬に関する必要な指示
- 他の都道府県公安委員会への通知
- 報告徴収
- 立入検査

等について、必要な事項を定めたものである。